

海洋政策文化学科 平成 29 年度、平成 30 年度 一般入試
 外部英語資格試験の出願要件化に伴う経過措置に関する Q&A
 (※海洋政策文化学科以外の学科では適用されませんので注意して下さい)

Q1 センター試験の英語（筆記とリスニング）における「募集人員に対し特定の倍率（前期 3 倍、後期 12 倍）の順位まで」または「175 点以上」の者も選抜の対象とするそうですが、具体的には何点の人までが対象となるのですか？

A 実際には志願者数によって決まりますので出願が終わるまで確定しません。この制度が導入された初年度であった**平成 28 年度入試では、前期日程は志願者数 75 名で倍率が 3 倍未満であったため全志願者が選抜の対象となり、後期日程では 163 点が 12 倍にあたる 132 番目の点数でした。**

参考までに本制度導入以前（平成 23 年度～平成 27 年度）の海洋政策文化学科の入試の場合であてはめると、それぞれ以下の表の点数までの志願者が該当したことになります。

センター試験の英語（筆記とリスニング）における「募集人員に対し特定の倍率（前期 3 倍、後期 12 倍）の順位まで」または「175 点以上」の者について		
本制度導入前の入試にあてはめた場合の経過措置による選抜対象者の最低点（満点 250 点）		
年度	前期日程（3 倍＝78 人）	後期日程（12 倍＝132 人）
平成 23 年度	145 点	128 点
平成 24 年度	140 点	171 点
平成 25 年度	114 点	倍率が 12 倍未満（志願者 128 名）
平成 26 年度	168 点	164 点
平成 27 年度	175 点	163 点

Q2 海洋政策文化学科ではセンター試験の英語（筆記とリスニング）が 175 点未満でも経過措置で選抜の対象となることがあるのですか？

A センター試験の英語（筆記とリスニング）の点数の順位が、志願者の中で各日程の募集人員の前期日程であれば 3 倍、後期日程であれば 12 倍以内であれば対象となります。

例えば、募集人員 26 名の前期日程ならば、英語（筆記とリスニング）の点数の順位が 78 番目（同点も含む）の志願者までは、ご自身の点数が何点でも選抜の対象となります。

Q3 海洋政策文化学科ではセンター試験の英語（筆記とリスニング）が175点以上でも募集人員の前期3倍、後期12倍の順位に入らないと経過措置では選抜の対象にならないのですか？

A 選抜の対象になります。センター試験の英語（筆記とリスニング）の点数が175点以上であれば、その順番が何番目でも全員が選抜の対象となります。

Q4 具体的な例をあげて説明してください。

A 【例1】前期日程（募集人員26名）で3倍の順位（78番目）の点数が168点の場合選抜の対象となるのは、次の出願者です。

- ・指定の外部英語資格試験の要件を満たしている者
- ・センター試験の英語（筆記とリスニング）の点数が168点以上の者

【例2】前期日程（募集人員26名）で3倍の順位（78番目）の点数が183点の場合選抜の対象となるのは、次の出願者です。

- ・指定の外部英語資格試験の要件を満たしている者
- ・センター試験の英語（筆記とリスニング）の点数が175点以上の者

【例3】前期日程（募集人員26名）で出願者が78名以下の場合全員が選抜の対象となります。